

平成 24 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 日本化学産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳澤英二
(コード番号 4094 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 百瀬 譲
(TEL : 03-3873-9223)

第三回信託型ライツ・プラン(買収防衛策)設定 のための新株予約権の発行について

当社は、平成 24 年 5 月 24 日に開催された当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。))において、当社取締役全員の賛成により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。))に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第 118 条第 3 号ロに定義されるものをいいます。))の一つとして、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。))における株主の皆様のご承認を条件に、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる、大量保有者グループ又は公開買付者グループ¹による当社株券等²の議決権割合³が 15%⁴を超える結果となる当社株券等の取得等(以下、かかる当社株券等の取得等及び当

¹ 大量保有者グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される株券等をいいます。))の保有者(同法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。))及びその共同保有者(同法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなします。))であって、15%を超える議決権割合(別添 2(a)(9)1)において定義されます。以下同じ。))を有する者等を、公開買付者グループとは、当社の株券等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定される株券等をいいます。))について、買付け等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定される買付け等をいいます。))の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項で定める場合を含みます。))に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第 27 条の 2 第 7 項に規定される特別関係者をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなします。))の議決権割合と合計して 15%を超えることとなる公開買付け(同法第 27 条の 2 第 6 項に規定される公開買付けをいいます。))を行う者及び当該特別関係者等をそれぞれいい、その詳細は、別添 2(a)(9)1)に定義されます。

² 以下、場合に応じ金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される株券等又は同法第 27 条の 2 第 1 項に規定される株券等をいいます。なお、上記脚注 1 をご参照下さい。

³ 別添 2(a)(9)1)において定義されます。以下同じ。

社取締役会が取得等と認める行為を総称して「大規模買付け等」といいます。)への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用した第三回信託型ライツ・プラン(以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することとし、また、そのための新株予約権の発行について本定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本信託型ライツ・プランの運用が適正に行われることを条件として、本信託型ライツ・プランの設定に同意しております。

本信託型ライツ・プランは、平成 21 年 6 月 26 日に開催された当社第 84 回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました信託型ライツ・プラン(以下「第二回信託型ライツ・プラン」といいます。)の有効期間が、平成 24 年 6 月 30 日をもって満了するために改めて設定されるものです。

なお、会社法、金融商品取引法及びそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等(以下総称して「法令等」といいます。)に改正(法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本プレスリリースにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものといたします。

1. 当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利

⁴ 本信託型ライツ・プランにつきましては、その発動の基準として 15%という数値基準を採用させていただくこととしておりますが、これは、①米国のいわゆるライツ・プランでも 15%を対抗措置の発動基準としている例が多数存在し、わが国でも近時 15%を対抗措置の発動基準として用いている例が存すること、②企業会計上、15%が持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられているほか、議決権割合の 1/6 超(約 16.7%超)という数値が簡易合併等についての株主総会での承認省略を阻止し得る数値として会社法上も重要な意義を有していること(会社法第 796 条第 4 項、会社法施行規則第 197 条第 1 号等ご参照)、③当社において、過去に、濫用的買収者と疑われる者に当社株券等の 10 数%前後を取得され、当社の経営に著しい悪影響が生じた歴史的経緯があること、④今後市場内外において短期間に大量に当社株券等が買い占められるリスクは必ずしも低いものではないと思料されること等々の事情を総合的に勘案したものです。

益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがって、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和 14 年 8 月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和 21 年 2 月設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和 23 年 4 月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在は OA 機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和 38 年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的开发をさらに追求し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上していくことにあります。その実現のため、向こう 3 カ年を期限とする中期経営計画においては、昨年 3 月に発生した東日本大震災とこれに起因する東京電力福島原子力発電所事故及びタイの連結対象子会社が被った大規模洪水よりの完全な回復を前提としつつ、新製品開発・実績化、新規ユーザー開拓と、これに対応した福島第二工場の早期生産開始、タイの子会社サイアム NKS 社新工場の早期建設・生産開始を目指し、尚且つ、事業継続計画の観点から、他の工場を含め「最適生産体制・最大生産体制」の構築をしております。一方で、引き続いて、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の使用拡大を図ることにより、低コスト体質を構築しております。

そのため、まず従来から取り組んできた現行薬品・建材事業の拡大強化・環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材等の情報技術関連薬品をはじめとする高付加価値新製品への開発投資や新規事業の開拓等に取り組んでまいります。その上で安価原料・リサイクル原料の一層の活用を中心に、総てのコスト・経費を見直し、徹底して削減を図ることとしています。当社は、この計画を達成することにより、強靱な事業体質の構築及び収益力の確保が図られ、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」

との理念に基づき、コーポレートガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレートガバナンスの充実については、少数の取締役(平成 24 年 3 月 31 日現在で 5 名)全員が原則として月 1 回開催する取締役会及び常務会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役が報告する全社にわたるキメ細かな情報をベースに、十分な議論を尽くしたうえでの適切かつ迅速な意思決定を行っており、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化のために最大限努力しております。また、前記取締役会及び常務会には、必要に応じて部門責任者等も出席し報告等を行っております。なお、当社は、執行役員制を導入しておりませんが、取締役全員が連帯し、監督機能・執行機能の両面に責任を負う運営体制をとっており、その機能の更なる活性化と強化・充実に努めております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織し、同委員会において作成した「コンプライアンスマニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

2. 本信託型ライツ・プランの内容

(1) 本信託型ライツ・プラン設定の目的

本信託型ライツ・プランは、基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、第二回信託型ライツ・プランに引き続き、設定されるものです。

当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断した場合は、これを一概に否定するものではありませんが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する不適切な提案と判断された場合、これに対して相応の対抗策を講ずることが必要であると考えております。そのため様々な角度から検討した結果、かかる不適切な敵対的買収への具体的対抗策として、本信託型ライツ・プランが最も適切な方策であると判断し、これを設定することといたしました。

なお、現時点において、当社株券等について、具体的な大規模買付け等の兆候があるとの認識はございません。

また、平成 24 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別添 1 のとおりです。

本信託型ライツ・プランの詳細につきましては以下に記載のとおりですが、その概要は、大量保有者グループ又は公開買付者グループ(以下これらのグループを総称して「大規模買付者グループ」

といいます。また、大量保有者グループを形成する当社株券等の保有者及び公開買付者グループを形成する当社株券等の公開買付けを行う者を総称して「大規模買付者」といいます。)の有する当社の株券等の議決権割合を希薄化させることを可能とするために、新株予約権を予め特定の信託銀行に対して発行しておき、信託を利用することで、大規模買付者グループが出現した時点における株主の皆様全員が当該新株予約権の交付を受けることができるようにする仕組みです。

この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様はその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与える影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。他方、大規模買付者の側では、このような仕組みが存在することによって、当社取締役会に対して事前に当社株券等の大規模買付け等に関する提案(以下単に「買収提案」といいます。)を行い、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために当社取締役会と真摯に交渉するインセンティブを有することになります。

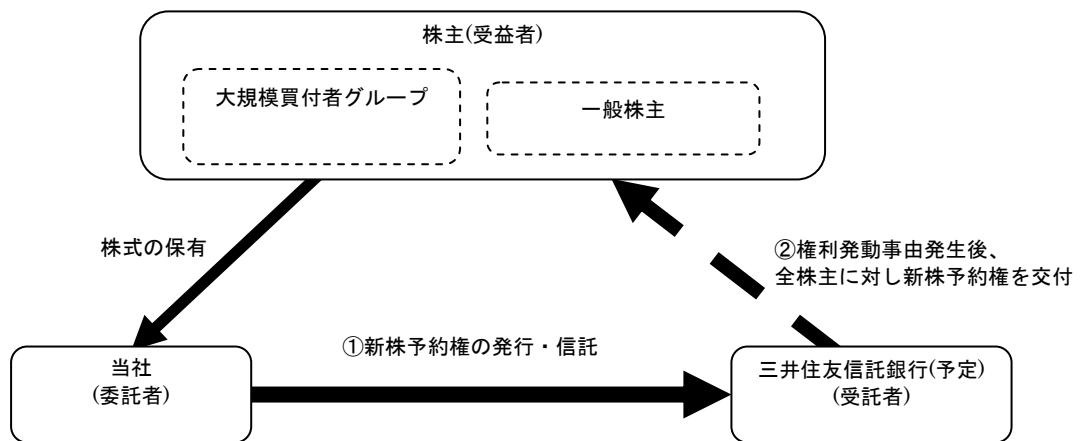
なお、買収提案がなされ、本信託型ライツ・プランを発動するか否かの判断の必要性が生じた場合、当社から独立した社外監査役、社外有識者等から構成される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)が、客観的立場より、合理的判断を下す役割を担うこととなります。

また、本信託型ライツ・プランが経営陣の自己保身に利用されないことがないよう、下記(2)(b)にその詳細が記載されるとおり、①導入に際しての株主総会特別決議の取得、②合理的な客観的解除要件の設定、③新株予約権の無償取得の可能性の確保(デッドハンド性の否定)、④ライツ・プラン運用ガイドライン(下記(2)(a)④に定義されます。以下同じ。)の採択、⑤独立社外者のみからなる特別委員会の設置、⑥第三者専門家の意見の取得、⑦有効期間の限定(3年間のサンセット条項の存在)及び⑧当社取締役の任期(1年)の維持(期差任期型取締役会の不存在)等の方策を講じることとしております。この点において、本信託型ライツ・プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」上必要とされる、1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2)事前開示・株主意思の原則及び3)必要性・相当性の原則といった各原則に則っており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、さらに、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項(①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響及び④株主の権利の尊重)を尊重しており、高度な合理性を有しております。

(2) 本信託型ライツ・プランの概要

(a) 本信託型ライツ・プランの仕組み

当社が設定する本信託型ライツ・プランの仕組みの概要は、次のとおりです。



① 株主総会の決議

当社は、本定時株主総会において、新株予約権(第三回信託型ライツ・プラン新株予約権。以下、個々の新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)について募集事項の決定がなされた場合には、下記②記載のとおり設定される信託の受託者としての三井住友信託銀行株式会社(予定。以下「本信託銀行」といいます。)に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する者以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)等を付した新株予約権を、無償で発行いたします(本新株予約権の内容の詳細につきましては、本新株予約権発行要項(別添 2(a))をご参照下さい。)。

② 信託の利用

当社は、本新株予約権の発行日に、本新株予約権を信託財産とする信託(以下「本信託」といいます。)を設定するために本信託銀行との間で信託契約を締結します。信託契約の主な内容につきましては、別添 3 をご参照下さい。

また、当社は、本定時株主総会において本新株予約権の本信託銀行に対する無償発行につき承認が得られた場合には、本取締役会の決議に基づき、本信託の受託者となる本信託銀行に対して無償で本新株予約権を発行します。本信託銀行は、信託契約に従って本新株予約権を引き受け、本信託を設定し、その後当該本新株予約権を信託財産として、受益者のために管理します。将来大規模買付者グループが出現した場合には、受託者は、一定の手続に従って確定される本新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、信託契約及び法令等によって要求される所定の手続を経た上で、本新株予約権を交付することになります。

③ 本新株予約権の内容

本信託型ライツ・プランの設定に伴い発行される本新株予約権は、これを行行使すると 1

個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができます。本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額は、1円とします。

本新株予約権は、一定の者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日(会社法第238条第1項第4号に定義されます。)の前後を問わず、(ア)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなします。)であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表⁵がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、又は、(イ)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。)について、買付け等(同法第27条の2第1項に規定される買付け等をいいます。)の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含みます。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に規定される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなします。)の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付け(同法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。)の開始公告を行ったことを示す公表⁶がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき(つまり、大規模買付者グループが現われた旨が当社によって公表された日の翌日から起算して14日間が経過したとき)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。)に限り、原則として、大規模買付者グループに属する者以外の者のみが、これを行行使することができます⁷。なお、当社取締役会は、下記④にて後述するライツ・プラン運用ガイドラインに従い、この14日という期間を延長することにより権利発動事由発生時点を先送りすることもできます。

ただし、本新株予約権は、ある者による当社株券等の大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、次の各号に規定する事由のいずれもが存在しない場合には、その全部につきこれを行行使することができないものとされています。

- 1) 当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なう

⁵ 別添2(a)(9)1)において定義されます。

⁶ 別添2(a)(9)1)において定義されます。

⁷ その詳細は、別添2(a)(9)1)をご参照下さい。

ことが明白であること

- 2) 当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
 - 3) 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主の皆様により事実上強要するものであること
 - 4) 当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が、当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること
 - 5) 上記 1)乃至 4)のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益 (当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとし、以下同じ。)の最大化を妨げる重大なおそれがあること
- さらに、上記 1)乃至 5)のいずれかの事由が存在する場合でも、新株予約権を行使させることが当該事由との関係で相当でない場合や、当該大規模買付け等につき以下の全ての条件が充足された場合には、新株予約権はその全部につきこれを行使することができないものとされています。
- (A) 当社取締役会が提示又は賛同する当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、
- (B) 当該代替案が当社の支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の 3 分の 1 を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、以下の(a)乃至(d)の 4 つの条件が全て満たされる場合
- (a) 当該大規模買付け等が当社が発行者である株式全てを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されていること
 - (b) 当該大規模買付け等がその目的やその完了後において予定されている又は想定される経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でないこと
 - (c) 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主の皆様により事実上強要するものでないこと
 - (d) 当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないこと

なお、以上の各事由ないし各場合に該当するか否かや、以上の各条件が充足されるか否かは、ライツ・プラン運用ガイドライン(下記④参照)に定められる手続に従い、特別委員会(下記④参照)による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されます。

上記に加え、当社は、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、大規模買付け者グループに属する者以外の者から本新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することもできます。

また、当社は、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、

以上述べたところに従い本新株予約権を行使することができない場合には、原則として全ての本新株予約権を無償で取得しなければならないものとされています。さらに、当社は、当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合等本新株予約権発行要項(別添2(a))に規定される一定の場合に該当し、全ての本新株予約権を無償で取得することが適切であると判断するときは、当社取締役会の決議により、いつでも、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとされています。

なお、本新株予約権は、当社取締役会の承認を得なければ譲渡することができません。

その他本新株予約権の内容の詳細については、後記「(b)本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて」及び本新株予約権発行要項(別添 2(a))をご参照下さい。なお、本新株予約権の内容は、本信託型ライツ・プラン設定後の買収防衛策に関する法令等の改正、裁判例、東京証券取引所が随時制定する規則又はガイドライン(又はそれらの改正)、買収防衛策に関する議論の変化等を踏まえ変更が必要な場合には、本定時株主総会における本新株予約権の募集事項の決定に関する株主総会決議の趣旨の範囲内で、受益者代理人及び特別委員会の同意を得た上で、法令等で必要とされる手続に従って変更されることがあります。

④ ライツ・プラン運用ガイドライン及び特別委員会

当社においては、本信託型ライツ・プランの設定に際し、当該プランが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上のために合理的に運用されることを確保するため、本定時株主総会で株主の皆様の本信託型ライツ・プランをご承認されることを条件に、概要別添 4 に記載される内容を有するライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」といいます。)を当社取締役会の決議をもって採択することとしておりますが、本取締役会において、このライツ・プラン運用ガイドラインの運用に重要な役割を果たす特別委員会を設置することを決議いたしました。

特別委員会を構成する委員は、3 名以上とし(ただし、本信託型ライツ・プラン設定時の員数は 3 名とします。)、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、概要以下の条件を満たした者の中から選任されるものとし、就任に際しては、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結することが条件とされます。また、特別委員会の決定は、原則として、構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとされています。

- 1) 現在又は過去において、当社、当社の子会社又は関連会社(以下、併せて「当社等」といいます。)の取締役(ただし、社外取締役を除きます。本④において、以下同じ。)、又は監査役(ただし、社外監査役を除きます。本④において、以下同じ。)となったことがない者
- 2) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の配偶者、三親等以内の親族その他

これに準ずるものでない者

- 3) 当社等と現に取引のある主要取引金融機関(いわゆるメイン・バンクないし準メイン・バンク)において、現在又は過去に取締役又は監査役となったことがない者
- 4) ①当社等の主要な取引先、②当社等の取締役又は監査役が、取締役又は監査役その他の役員を務める会社その他の組織(当社等を除く)、又は③当社等が多額の寄付をしている会社その他の組織において、現に取締役又は監査役その他の役員でない者
- 5) 当社等との間に特別利害関係のない者
- 6) 企業経営に関する一定以上の経験者又は社外有識者等

本信託型ライツ・プラン設定時における特別委員会の委員には、本信託型ライツ・プランの設定に伴い新たに社外監査役として佐藤榮太郎氏が、第二回信託型ライツ・プラン導入時から引き続き社外有識者として村田守弘公認会計士・税理士及び北村康央弁護士が、それぞれ就任する予定です(各委員の略歴につきましては、別添5をご参照下さい。)

特別委員会は、権利発動事由発生時点の先送りに関する決定、本新株予約権の権利発動事由の充足の是非、本新株予約権の取得の是非等について、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められた手続に従って決定を行い、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して最終的に決定を行うものとされています。

特別委員会は、大規模買付者により当社に対する買収提案がなされた場合、当該買収提案の内容について情報収集・検討等を行い、必要があれば当社代表取締役等をして当該大規模買付者と交渉させることなどにより、当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために改善されるよう努めます。また、特別委員会の判断が適切になされることを確保するため、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとされています。

⑤ 大規模買付者グループ出現後の対応

大規模買付け等が開始され、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインの規定に従って本新株予約権の行使条件不充足又は本新株予約権の無償取得等を決定し、これを当社取締役会に対して勧告した場合には、当社取締役会はこの決定を最大限尊重して最終的な決定を行います。所定の期間内に、本新株予約権につき行使条件不充足とし又は本新株予約権を無償取得する旨の当社取締役会決議がなされた場合には、本新株予約権の受益者に対する交付は行われません。さらに、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、特別委員会による勧告を最大限尊重して、本新株予約権の権利発動事由の発生時点を送り先送りにすることもできます。先送りされた期間中は、本新株予約権の受益者に対する交付は行われません。

他方、大規模買付け等が開始された後、所定の期間内に当社取締役会による上記のような決議がなされない場合には、原則として、本新株予約権の権利発動事由が発生し、その

後一定の手續に従い最初に特定される全ての株主の皆様(大規模買付者グループを含み、自己株式の保有者としての当社を除きます。)が所定の手續を経た上で本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、本信託銀行からこれらの者に対して、本新株予約権の交付が行われます。ただし、上記③記載のとおり、大規模買付者グループに属する者は、原則として本新株予約権を行使できません。

本新株予約権の権利発動事由が発生したとき、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された株主の皆様は、信託契約の規定に従い、原則としてその保有する当社株式1株当たり1個の本新株予約権の交付を本信託銀行から受けた上、1円に本新株予約権の行使により取得される当社普通株式の数に乗じた価額に相当する金銭を払込取扱場所において払い込むとともに、後記本新株予約権発行要項(別添 2(a))記載のとおり、当社所定の新株予約権行使請求書に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、当社取締役会が別途本新株予約権の行使に関して提出を要請する書類(表明・保証条項及び補償条項等が記載された書面、関連法規上その時々において要求されるその他の書類等を含みます。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより、本新株予約権を行使することができることとなります。

また、当社は、本新株予約権の権利発動事由が発生したとき、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された株主の皆様(大規模買付者グループに属する者を除きます。)の本新株予約権を、当社普通株式を対価として取得することができます。この場合、それらの株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、それらの株主の皆様には、別途、ご自身が「大規模買付者グループ」に属する者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽等が存した場合には、交付された当社普通株式の発行が無効であることを確認し、又は交付された当社普通株式を直ちに返還若しくは無償で当社に譲渡する等、交付された当社普通株式を当社の指示に従って取り扱う旨の文言を記載した文書、株式を交付する際の振替手続上必要な情報を記載した文書等をご提出いただくことがあります。)。ただし、大規模買付者グループに属する者については、その有する本新株予約権が取得の対象となりません。

(b) 本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて

本信託型ライツ・プランは、以下の仕組みを有することから、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公開した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性確保の原則)に則っており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を

有するものです。

また、本信託型ライツ・プランの設定に当たっては、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程第 440 条に定める買収防衛策の導入に関する事項(①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響及び④株主の権利の尊重)を尊重しております。即ち、①開示の十分性及び②透明性に十分配慮し、また、以下のとおり、④株主の権利に対しても慎重に配慮するものであります。なお、本信託型ライツ・プランの設定に当たり、③流通市場に与える直接の具体的影響はないものと考えます。

① 設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

② 合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、本新株予約権は、買収提案が当社の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定められています。

本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

③ 本新株予約権の無償取得可能性の確保(デッドハンド性の否定)

当社取締役会は、上記(a)③に従い本新株予約権を行使することができない場合には、本新株予約権が行使可能になる時点を送り出す等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。

これに加え、当社取締役会は、別添 2(a)(10)2)に規定される一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者により選任された取締役によって構成される当社取締役会もこの権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様の意思表示が反映されることが確保されているといえます。

以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピルなどといったライツ・プランと全く異なるものです。

④ ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

⑤ 独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外監査役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様に代わり、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動、行使条件充足時期の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家)の助言を受けることができるとされています。

⑦ 有効期間を限定していること(サンセット条項)

新株予約権の行使期間は原則として平成27年6月30日(火)までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

⑧ 当社取締役の任期(1年)の維持(期差任期型取締役会の不存在)

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。

また、会社法第341条により、当社取締役は株主総会の過半数の決議で解任されることもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

3. 本信託型ライツ・プランが株主の皆様にも与える影響等

(1) 本信託型ライツ・プランの設定時

本信託型ライツ・プランの設定時においては、株主の皆様の権利又は利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本信託型ライツ・プランの発動時

本信託型ライツ・プラン発動時においては、当社取締役会は、本新株予約権の交付を受けられる株主の皆様を特定するために基準日の設定又は当社から振替機関に対し、当社が定める一定の日における株主の皆様の通知を請求することによって、本新株予約権が交付される株主の皆様を特定いたします。そして、基準日又は当該当社が定める一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、信託契約及び法令等に従った手続を行っていただくことを前提に、その所有する普通株式数に応じて新株予約権が交付されます。なお、受益者たる株主の皆様へ新株予約権を交付するに際しては、法令に基づく本人確認手続等が必要となります。

以上の手続により株主の皆様に対して新株予約権が交付された場合には、①本新株予約権発行要項(別添 2(a))に規定される行使条件に基づき、株主の皆様のご判断にて新株予約権を行使していただくことにより、当社が、新株予約権を行使された株主の皆様に対して当社普通株式を交付するか、②本新株予約権発行要項(別添 2(a))に規定される取得条項に基づき、当社が、株主の皆様から新株予約権を取得し、その取得の対価として株主の皆様に対して当社普通株式を交付いたします。

① 本新株予約権の行使に対して当社普通株式を交付する場合

株主の皆様においては、原則として、1 個の本新株予約権につき 1 円を払込取扱場所において払い込むとともに、当社所定の本新株予約権行使請求書等を提出することにより、原則として、1 個の本新株予約権につき、1 株の当社普通株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経ず、かつ、その後当社が下記②の方法によって本新株予約権を取得しなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社普通株式が希薄化することとなります。一方で、大規模買付者グループに属する者は本新株予約権を行使することができない結果、その保有する当社普通株式について議決権割合が低下することとなります。

② 本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を交付する場合

当社が本新株予約権発行要項(別添 2(a))に規定される取得条項に基づき、本新株予約権を取得する際の手続としては、当社は、特別委員会の勧告を受けた当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権が株主の皆様へ交付された後の一定の日をもって、株主の皆様の所有に係る本新株予約権を取得し、その取得の対価として当社普通株式 1 株を交付いたしま

す。

これらの手続による場合には、株主の皆様から、振替手続により当社普通株式を交付するために必要な情報等を当社に提供していただく場合があります。

なお、大規模買付者グループに属する者は、他の株主の皆様に対してのみ当社普通株式が交付されることとなる結果、その保有する当社普通株式について議決権割合が低下することになります。

(3) 本新株予約権の無償取得時

上記(2)(a)③にて述べましたとおり、当社は、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権を行使することができない場合には、原則として全ての本新株予約権を無償で取得しなければならないものとされています。加えて、当社は、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合等、本新株予約権発行要項(別添 2(a))に規定される一定の場合に該当し、全ての本新株予約権を無償で取得することが適切であると判断するときは、当社取締役会の決議により、いつでも、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとされています。

この場合、株主の皆様が保有する当社普通株式が希薄化されないこととなり、また当社普通株式の価格が変動するおそれがあります。

以上より、当社は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公開した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」をはじめ、経済産業省に設置された企業価値研究会が、平成 20 年 6 月 30 日に公開した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程第 440 条に定める買収防衛策の導入に関する事項、その他各方面において進められているいわゆる敵対的買収に対する防衛策の検討動向及びその内容を勘案し、また、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザー及び信託銀行等第三者の見解を踏まえ、導入の可否及びその内容も含めて、真摯に検討を重ねて参りました結果、現時点において、本信託型ライツ・プランが現行法制度のもとで導入し得る最も有効な選択肢であり、第二回信託型ライツ・プランに引き続き、本信託型ライツ・プランを設定することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために最も望ましい方策であると判断するに至りました。

以 上

(別添 1) 当社大株主の状況(平成 24 年 3 月 31 日現在)

	氏名又は名称	所有株式数 (千株)	出資比率 (%)
1	日本化学産業取引先グループ持株会	2,151	10.76
2	三井生命保険株式会社	1,000	5.00
3	株式会社三井住友銀行	970	4.85
4	につかさん従業員持株会	928	4.65
5	株式会社東京都民銀行	660	3.30
6	あいおい損害保険株式会社	627	3.14
7	日本パーカライジング株式会社	410	2.05
8	株式会社近畿大阪銀行	404	2.02
9	株式会社りそな銀行	400	2.00
10	株式会社神戸製鋼所	370	1.86

(注 1) 上記の大株主構成等は、平成 24 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準にし、当社が所有している自己株式は除いて記載しております。

(注 2) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

以上

(別添2) 第三回信託型ライツ・プランに係る新株予約権(以下、本別添2において「本新株予約権」という。)の概要

(a) 本新株予約権発行要項

(1) 申込期日

平成24年6月29日(金)

(2) 割当日(会社法第238条第1項第4号に定義される。)

平成24年6月29日(金)

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - ① 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。

(4) 本新株予約権の総数

25,000,000 個

- (5) 各本新株予約権の払込価額
無償とする。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。
- (7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所(予定)
三井住友信託銀行株式会社
本店
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- (8) 本新株予約権の行使期間
平成24年7月1日(日)から平成27年6月30日(火)(ただし、平成27年6月30日(火)以前に権利発動事由(下記(9)1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。
- (9) 本新株予約権の行使の条件
- 1) 下記①乃至⑤に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、
 - (7) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合⁸を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認めた者を含み、以下これらの者を総

⁸ 議決権割合とは、(i)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)又は(ii)当社が発行者である株券等(同法第27条の23第1項に定義される。)の公開買付けに係る公開買付者(後に定義される。)及び特別関係者(後に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。)の合計をいう。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定される。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定される。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。以下同じ。

称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記⑤に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、

又は、

- (イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。))に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記⑤に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。)以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループに属する者以外の者のみが、下

記(14)及び(15)に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者か否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。

- ① 当社又は当社の子会社
 - ② 当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後 14 日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者
 - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
 - ④ 当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)
 - ⑤ 上記①から④までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)
- 2) 上記 1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株

予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

- ① 当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること
 - ② 当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
 - ③ 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること
 - ④ 当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること
 - ⑤ 上記①乃至④のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること
- 3) 上記 2)のほか、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該大規模買付け等が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。
- 4) 上記 2)及び 3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」

と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記 1)④に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。
- 6) 新株予約権者が、上記 1)から 5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(10) 本新株予約権の取得事由及び条件

- 1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記(8)所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記(9)に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記(9)4)により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は 5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。
- 2) 上記 1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の⑤又は⑥の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して 3 営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。
 - ① 権利発動事由が生じた場合であって、上記(9)2)又は 3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合
 - ② 当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合
 - ③ 当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合
 - ④ 上記①乃至③のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合
 - ⑤ 特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合
 - ⑥ 当社の株主総会において、本新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第 309 条第 1 項所定の方法により決議された場合

(11) 取得の対価として交付される株式の種類及び数

- 1) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000 株とする。ただし、下記 3)及び 4)により交付株式数(下記 3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1 株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数＝調整前交付株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記 3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - ① 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整を必要とするとき

(12) 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の 1)から 5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該 1)から 5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記①乃至⑤の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記①乃至⑤の各号の決定方針に沿う記載のある当該 1)から 5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約
- 2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する

株式会社：吸収分割契約

3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

① 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

② 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案の上、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

④ 承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記(8)乃至(11)等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

⑤ 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2、3)又は5の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(16)①乃至④の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

(13) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(14) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びそ

の関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(14)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

- ① 当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記②乃至④についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること
- ② 譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと
- ③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと
- ④ 譲受人が上記②及び③に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

(17) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(18) 割当先(予定)

三井住友信託銀行株式会社

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

(b) 割当先(予定)の概要

割当予定先の名称		三井住友信託銀行株式会社
本店所在地		東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
代表者の役職・氏名		取締役社長 常陰 均
資本金		3,420 億円(平成 24 年 3 月 31 日現在)
発行済株式総数		1,783,537,008 株(普通株式 1,674,537,008 株、優先株式 109,000,000 株)
大株主及び持株比率		三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 100% (平成 24 年 3 月 31 日現在)
主な事業内容		信託銀行業
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：なし 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし ただし、割当予定先の大株主の株式は保有(21,703 株) (平成 24 年 3 月 31 日現在)
	取引関係等	本新株予約権を用いた第三回信託型ライツ・プラン設定のため、新株予約権を信託財産として管理する信託契約を締結する予定であります。
	人的関係等	なし

(c) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
該当なし。

(d) 過去3年決算期間及び直前の株価の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始 値	450 円	646 円	709 円
高 値	700 円	850 円	710 円
安 値	430 円	530 円	465 円
終 値	646 円	710 円	558 円
株 価 収 益 率	8.07 倍	7.26 倍	8.05 倍

(注) 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を一株当たり当期純利益(連結)で除したものである。

以 上

(別添 3) 信託契約の主な内容

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社(予定)
受益者	将来買収者が出現した後に、一定の手続により特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式の所有者としての当社は除く。)
受益者代理人	受益者代理人を置く。
信託契約締結日	平成 24 年 6 月 29 日(予定)
信託契約の期間	信託契約締結日から新株予約権全部の無償取得時又は新株予約権行使期間終了時までの期間
信託目的	新株予約権を管理し、信託財産交付事由が生じた場合には、信託契約に従い新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とする。
信託財産	新株予約権 25,000,000 個
信託財産交付事由	本新株予約権発行要項に定める権利発動事由(別添 2(a)(9)1))が発生し、かつ、新株予約権の受益者への交付につき委託者の取締役会による承認決議が行われたこと。
信託財産の交付	受託者は所定の手続を経た上で受益者に対してその保有する当社普通株式 1 株当たり 1 個の新株予約権を交付する。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日
報告	受益者代理人及び委託者宛
最終計算承認	受益者代理人及び委託者

以 上

(別添 4) ライツ・プラン運用ガイドラインの概要

- ・ 企業価値特別委員会(以下別添 4 において「特別委員会」という。)は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、概要以下の条件を満たした者の中から選任されるものとし、就任に際して、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結した者でなければならない。
 - (a) 現在又は過去において、当社、当社の子会社又は関連会社(以下、併せて「当社等」という。)の取締役(ただし、社外取締役を除く。以下同じ。)、又は監査役(ただし、社外監査役を除く。以下同じ。)となったことがない者
 - (b) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものでない者
 - (c) 当社等と現に取引のある主要取引金融機関(いわゆるメイン・バンク及び準メイン・バンク)において、現在又は過去に取締役又は監査役となったことがない者
 - (d) ①当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先、②当社等の取締役又は監査役が、取締役又は監査役その他の役員を務める会社その他の組織(当社等を除く)、又は③当社等が多額の寄付をしている会社その他の組織において、現に取締役又は監査役その他の役員でない者
 - (e) 当社等との間に特別利害関係のない者
 - (f) 企業経営に関する一定以上の経験者又は社外有識者等
- ・ 特別委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (a) 別添 2(a)(9)1)に規定される権利発動事由発生時点の先送りに関する決定
 - (b) 別添 2(a)(9)1)に規定される大規模買付者グループに属する者であるか否かの認定に関する決定
 - (c) 上記(b)を除く別添 2(a)(9)1)に規定する者に該当する者であるか否かの認定に関する決定
 - (d) 別添 2(a)(9)1)、(9)2)に従い本新株予約権を行使することができない場合であるか否かの決定
 - (e) 別添 2(a)(10)に従った当該要項所定の本新株予約権の取得の是非に関する決定
 - (f) その他別添 2(a)において特別委員会の勧告を要するものとされている事項のうち、当社取締役会が特別委員会に判断を委ねた事項
 - (g) その他当社取締役会の判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に判断を委ねた事項
- ・ 特別委員会は、上記各決定に際しては、大規模買付者により当社に対する買収提案がなされた場合、当該買収提案の内容について情報収集・検討等を行い、必要があれば当社代表取締役等をして当該大規模買付者と交渉させることなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努

める。

- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別添 5) 特別委員会委員略歴

<社外監査役>

佐藤 榮太郎(さとう・えいたろう)

【略歴】

昭和 43 年 2 月	税理士登録
昭和 47 年 9 月	公認会計士登録
平成 14 年 7 月	日本公認会計士協会東京会葛飾会会長
平成 20 年 6 月	当社監査役(現任)

<社外有識者>

村田 守弘(むらた・もりひろ)

【略歴】

昭和 45 年 12 月	アーサーヤング東京事務所入所
昭和 49 年 11 月	公認会計士登録
平成 6 年 12 月	東京青山法律事務所入所
平成 10 年 10 月	アーサーアンダーセン税務事務所入所、翌年代表就任
平成 14 年 7 月	朝日 KPMG 税理士法人設立、同代表就任
平成 16 年 1 月	KPMG 税理士法人設立、同代表社員就任
平成 18 年 4 月	村田守弘会計事務所代表(現任)

北村 康央(きたむら・やすお)

【略歴】

昭和 63 年 4 月	(株)日本興業銀行入行
平成 8 年 4 月	弁護士登録(東京弁護士会)・小沢秋山法律事務所入所
平成 12 年 5 月	米国デューク大学ロースクール法学修士
平成 12 年 8 月～平成 13 年 6 月	シャーマン・アンド・スターリング法律事務所(ニューヨーク) 勤務
平成 13 年 2 月	米国ニューヨーク州弁護士登録
平成 13 年 8 月	小沢秋山法律事務所復帰
平成 19 年 10 月	北村・平賀法律事務所設立

以 上